

福山市企業立地奨励金制度の概要〔2025(R7).4～2027(R9).3〕

□試験研究施設への立地支援

■事業所設置奨励金

市内に事業所を設置する企業のうち、指定基準を満たす者に交付します。

▼対象事業

次に掲げる自己が使用する事業所を設置するもの。

事業所	詳細内容
試験研究施設	工業製品に係る調査、企画、設計、基礎研究、応用研究または開発研究を主体に行う施設で独立した構造及び設備を有するもの。ただし、工場の操業と同時に操業を開始するものを除く。(※1)

▼指定基準

対象事業	常用従業員	立地場所	投下固定資産総額	公害防止対策
新設	専門的技能者(※2) 5人以上	市内全域	5,000万円以上	市と事前協議し実施
増設	専門的技能者(※2) 新規3人以上			

▼奨励内容

区分	対象事業	対象者の条件	助成内容			
			助成対象	助成率	限度額	交付時期
1 土地助成	新設	● 福山北産業団地第2期事業地を市から直接購入し事業所を設置する場合	土地分譲代金	15%	なし	操業を開始した日以後
2 試験研究施設助成	新設増設		投下固定資産総額(土地・建物・償却資産)	20%	1億円	操業を開始した日以後

■雇用奨励金

事業所設置奨励金の対象者のうち、一定の条件を満たす者に交付します。

対象者の条件			助成内容		
基準日	対象従業員(※3)	対象従業員数	助成率	限度額	交付時期
操業を開始した日から1年を経過した日	● 基準日の9か月以上前から引き続き雇用し、かつ、その間福山市に住所を有する新規雇用者	小規模企業者(※4) 1人以上 中小企業者(※4) 3人以上 その他の者 5人以上	対象従業員1人当たり30万円	3,000万円	基準日以後

※1 対象施設（試験研究施設）

試験・研究部門が製造部門とは独立した部門となっており、かつ従事する専門的技能者は製造部門との兼務ではなく、研究等に専従する体制となっているもの。ただし、工場建設と同時に事業所敷地内に建設するものを除く。

※2 専門的技能者

専門的知識及び技能を有すると認められる従業員で、常時使用する従業員

※3 対象従業員

操業を開始した日の1年前または指定申請の日から基準日の9か月前までの間に、新規に雇入れた常時使用する従業員

※4 中小企業、小規模企業の範囲【雇用奨励金関係】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の定める中小企業者、小規模企業者

業種	対象施設					中小企業者 (いずれかを満たす者)		小規模企業者
	工場	流通	試験	本社	情報	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く。）			●			3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業						1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業						5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業						5,000万円以下	50人以下	5人以下

■手続きの流れ

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
指定申請	事業の審査	指定決定	事業着手	事業の変更	工事完了	操業開始	事業完了	事業の確認	交付申請	交付決定	奨励金請求	奨励金交付
指定申請書の提出	事業計画の審査等 (市)	指定決定通知書の 送付(市)		事業計画変更届の 提出		操業開始届の提出	事業完了届の提出	現地確認(市)	補助金交付申請書の 提出	補助金交付決定通 知書の送付(市)		

- 「①指定申請」は、「④事業着手」の1か月前までに申請してください。
- 対象業種、指定要件、申請方法等の詳しい内容については、経済総務課までお問い合わせください。

制度の活用をご検討の際には、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

福山市経済環境局 経済部 経済総務課

TEL：084-928-1124 E-mail：keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市企業立地

検索